



愛育クリニック

無料低額診療事業のご案内



無料低額診療事業とは？

経済的な理由によって適切な医療を受けることが困難な方に対し、安心してより良い医療を受けていただくため、無料又は低額で診療を行う事業です。愛育クリニックは、社会福祉法に基づく社会福祉法人の医療機関として、経済的にお困りの方が必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料低額診療事業を推進しております。

対象となる方は？

当クリニックを受診中の方で、医療費の支払いが困難な方、診療費減免に関する基準を満たす方を対象にしております。対象になる医療費は当院における医療費に限ります。

利用するには？

医療福祉室のソーシャルワーカーが、個別面接にて相談者の経済状況、生活状況をお聞きいたします。その際、経済状況を確認させていただくために、収入の分かる書類（所得証明書・源泉徴収票など）の提出をお願いしております。お話を伺った後、基準を満たしている場合は、必要書類を作成し減免申請を行います。

本事業の適用にならない場合でも、他の制度のご紹介やお支払方法の相談などもお受けできます。医療費に不安があるときでも、受診を控えたり、受診回数を減らしたりすることのないよう、まずはお気軽にご相談ください。

◎相談内容の秘密事項や個人情報については厳守いたします。

連絡先：医療福祉室
03-3473-8310（代表）